

報告第二号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十五年二月十九日

江戸川区長 多田正見

和解調書（総括表）

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	766,308 円	3 件
合 計	766,308 円	3 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金

担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	372,900 円	平成24年6月20日	東京簡易裁判所 平成24年(八)第110103号	平成19年6月8日	元金 300,000 円 利息金 9,600 円 遅延損害金 63,300 円	平成24年7月から平成27年6月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 平成27年7月末日限り 12,900円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	133,908 円	平成24年5月8日	東京簡易裁判所 平成24年(八)第110169号	平成15年2月19日	元金 48,300 円 利息金 11,700 円 遅延損害金 73,908 円	平成24年5月から平成24年7月まで 毎月末日限り 20,000円ずつ 平成24年8月末日限り 73,908円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
3	259,500 円	平成24年10月29日	東京簡易裁判所 平成24年(八)第110266号	平成12年9月6日	元金 150,000 円 利息金 4,800 円 遅延損害金 104,700 円	平成24年11月から平成29年1月まで 毎月末日限り 5,000円ずつ 平成29年2月末日限り 4,500円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
計	766,308 円	/	/	/	/	/	/